

本庁舎の規模の検討：追加検討資料

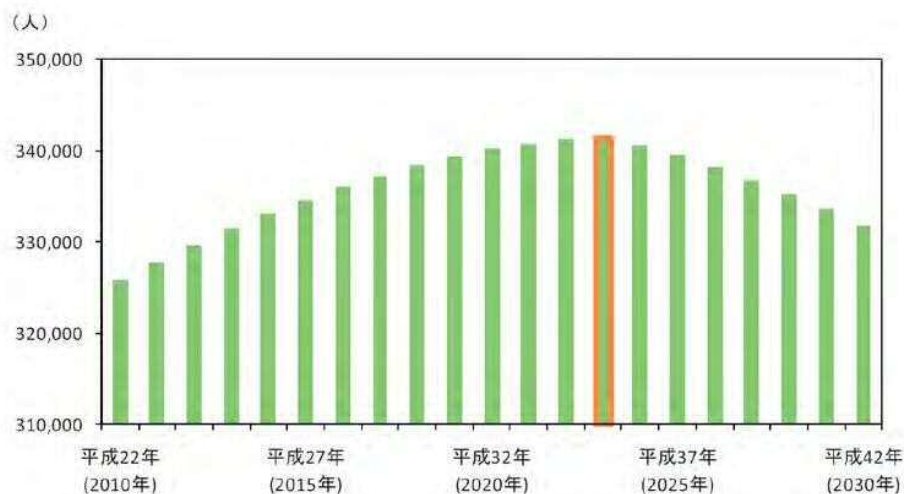
本庁舎の規模の検討にあたり、下記のとおり検討資料を追加します。

- ・今後の越谷市の人口動向を見据えた検討
- ・今後の職員数の変動を見据えた検討
- ・総務省の起債基準以外の規模算定
- ・基本理念と基本方針を反映した施設イメージからの必要規模

1. 人口動向を見据えた検討

越谷市の将来人口は、越谷市都市計画マスタープラン（平成23年）に以下のように示されています。

越谷市の人口フレームは、第4次越谷市総合振興計画に沿うものとし、平成35年（2023年）までは大規模開発等により微増で推移し、34万1千人でピークを迎え、その後は緩やかな減少に転じる見込みとなっている。



・市の人口は、平成26年（2014年）3月1日現在の人口332,192人から今後10年程度増加を続け、平成35年（2023年）のピーク時までに約8,800人増加することが想定されています。

・人口はそれ以降、減少局面に入る一方で高齢化の進展も著しく、全人口に対する65歳以上の割合は、平成22年（2010年）には19.8%であったものが、平成52年（2040年）には33.8%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」）。これにより市の行政需要は大きく変化すると考えられます。

2. 職員数の見通し

越谷市の職員数は、**2,776人[※]**（平成 25 年 4 月 1 日）ですが、このうち**本庁舎等**に勤務するのは **1,022人**となっています。（先にお示しした面積は、この数で総務省起債基準規模に沿って算定しています）

平成27年4月を目指している中核市への移行に伴い、埼玉県から2,000件余りの事務が移譲されることとなっており、今後、本庁舎等には42名の職員の配置が予定されています。

なお、越谷市の職員数は、「総務省の『類似団体別職員数の状況』（平成 24 年 4 月）における人口 1 万人当たりの職員数の比較によると、人口規模等がほぼ同じである全国の特例市 40 市中 14 番目に少ない水準となる」（「平成 24 年度 越谷市人事行政の運営等の状況」平成 25 年 10 月）とされています。

表 職員数の推移

H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1
2,621 人	2,603 人	2,549 人	2,591 人	2,671 人	2,776 人

※ これは、他団体からの派遣による職員、越谷・松伏水道企業団、東埼玉資源環境組合への派遣職員を含んだ職員数となっています。

3. 総務省起債基準以外の方法による庁舎規模の算定（試算）

越谷市の庁舎全体規模の算定にあたっては、上記の人口規模や職員規模等を考慮した試算も行い、これらを比較検討して算出するものとします。

（1）人口に対する庁舎面積

- ・他の人口 30 万人前後の庁舎面積事例から、人口あたりの庁舎面積を算定すると平均で $0.093 \text{ m}^2/\text{人}$ となります。これに越谷市の現在の人口を掛け、越谷市庁舎全体規模を試算すると

$$0.093 \text{ m}^2/\text{人} \times 332,192 \text{ 人} = 30,894 \text{ m}^2$$

となります。

（2）職員数に対する庁舎面積

- ・人口 30 万人前後の庁舎面積事例から、職員一人あたりの庁舎面積を算出すると平均で $23.373 \text{ m}^2/\text{人}$ となります。

これに、中核市移行に際しての本庁舎での 42 名の増員を考慮して算定します。

$$23.373 \text{ m}^2/\text{人} \times (1,022 + 42) \text{ 人} = 24,869 \text{ m}^2 \quad \text{となります。}$$

表 同規模の市区における庁舎規模

自治体名 ()内は出典		1. 町田市 (H17・基本計画)	2. 北区(東京都) (H22・あり方専門委員会報告書)	3. 豊島区 (H20・整備方針)	4. 平塚市 (H20・基本構想)	5. 一宮市 (H19・基本構想)
基礎データ	人口	430,000 人	330,000 人	260,000 人	260,000 人	370,000 人
	職員数	1,314 人	1,320 人	1,273 人	1,026 人	1,200 人
	議員数	46 人	44 人	- 人	30 人	40 人
面積	庁舎面積(想定)	40,000 m ²	27,500 m ²	28,500 m ²	25,000 m ²	30,000 m ²
	うち基本部分	36,500 m ²	26,763 m ² (面積按分)	27,125 m ²	不明 m ²	30,000 m ²
	人口あたりの庁舎面積	0.093 m ² /人	0.081 m ² /人	0.104 m ² /人	- m ² /人	0.081 m ² /人
	職員あたりの庁舎面積	30.441 m ² /人	20.275 m ² /人	21.308 m ² /人	- m ² /人	25.000 m ² /人
内訳 ()内は構成比	① 事務室	- m ²	8,100 m ² (29%)	12,160 m ² (45%)	6,930 m ²	9,257 m ² (31%)
	② 会議室等	- m ²	8,260 m ² (30%)	2,245 m ² (8%)		8,400 m ² (28%)
	③ 倉庫	- m ²	1,053 m ² (4%)	650 m ² (2%)		1,203 m ² (4%)
	④ 議会	- m ²	1,540 m ² (6%)	9,880 m ² (36%)		1,400 m ² (5%)
	⑤ 玄関等	- m ²	8,707 m ² (31%)	2,190 m ² (8%)	17,909 m ²	9,430 m ² (32%)
	合計	36,500 m ²	27,660 m ²	27,125 m ²		29,690 m ²
	2 付帯機能	3,500 m ²	760 m ²	1,375 m ²		- m ²
総合計		40,000 m ²	28,420 m ²	28,500 m ²	24,839 m ²	29,690 m ²
その他	庁舎規模算定の根拠	地方債基準	地方債基準	地方債基準	地方債基準＋他事例	地方債基準
	備考		共用部分の節約等により、面積は一部調整	他事例を参考に想定	事務室のみ地方債基準 その他は他事例の事務室割合を参考に算定	

自治体名 ()内は出典		6. 秋田市 (H22・基本構想)	7. 那覇市 (H19・基本構想)	8. 福島市 (H13・基本構想)	9. 下関市 (H20・基本構想)	平均値	
基礎データ	人口	310,000 人	320,000 人	300,000 人	300,000 人	■基準面積の平均	
	職員数	1,250 人	1,500 人	1,300 人	1,238 人	人口あたりの庁舎面積	
	議員数	39 人	40 人	46 人	38 人	0.093 m ² /人	
面積	庁舎面積(想定)	30,200 m ²	31,000 m ²	30,000 m ²	32,000 m ²	職員あたりの庁舎面積	
	うち基本部分	28,000 m ²	31,000 m ²	30,000 m ²	29,488 m ² (面積按分)	23.373 m ² /人	
	人口あたりの庁舎面積	0.090 m ² /人	0.097 m ² /人	0.100 m ² /人	0.098 m ² /人	■施設別の構成比	
	職員あたりの庁舎面積	22.400 m ² /人	20.667 m ² /人	23.077 m ² /人	23.819 m ² /人		
内訳 ()内は構成比	① 事務室	9,154 m ² (33%)	11,945 m ² (38%)	11,948 m ² (36%)	11,361 m ² (36%)	①事務室	36%
	② 会議室等	8,750 m ² (31%)	7,980 m ² (26%)	9,100 m ² (27%)	8,666 m ² (28%)	②会議室等	25%
	③ 倉庫	1,190 m ² (4%)	1,342 m ² (4%)	1,553 m ² (5%)	1,477 m ² (5%)	③倉庫	4%
	④ 議会	1,365 m ² (5%)	1,400 m ² (4%)	1,610 m ² (5%)	1,330 m ² (4%)	④議会	9%
	⑤ 玄関等	7,638 m ² (27%)	8,506 m ² (27%)	9,040 m ² (27%)	8,602 m ² (27%)	⑤玄関等	26%
	合計	28,096 m ²	31,173 m ²	33,251 m ²	31,436 m ²		
	2 付帯機能	2,067 m ²	- m ²	- m ²	2,678 m ²		
総合計		30,163 m ²	31,173 m ²	33,251 m ²	34,114 m ²		
その他	庁舎規模算定の根拠	地方債基準	地方債基準	地方債基準	3事例を総合的に勘案 (表の数値は地方債基準)	・基準面積は4. 以外の値の平均としている。	
	備考				地方債基準、新営一般庁舎基準、他事例を総合的に勘案 (30,000～34,000m ² を想定)	・諸室割合は、1. 4. 以外の値の平均としている。	

各市 HP 等より

4. 基本理念と基本方針を踏まえた必要スペース

上記の面積規模算定は、庁舎全体の面積を求めたものですが、他市とは比較できない越谷市の特徴を活かした導入機能について検討します。

審議会では、以下のような議論がありました。

- ・防災拠点として必要な面積も考慮すべき
- ・市民交流活動機能の具体イメージ
 - ー市民活動支援センター、公民館、地区センターとの役割分担
- ・展示スペースなど

(1) 防災拠点として必要な面積

1月に実施された市民アンケート結果では、越谷市民が防災に強い関心を抱いていることが明らかとなりました。

市役所は災害時に防災中枢拠点となり、災害対策本部が設置されることが想定されており、そのための施設や倉庫等の設置が想定されています。通常の市の組織は、被災時には災害対策本部の組織として、情報収集や応急対策、復旧活動に従事することとなります。

それに加えて、大規模な地震等の場合、市役所を訪れていた人が帰宅困難となることも想定されるため、そうした人のための滞在スペースを確保することも考えられます。

市役所には1日、約2,000名の方が訪れており、ピーク時間帯に300人が滞留していたと仮定すると、一人当たり2㎡、計600㎡の面積が必要となります。

こうしたスペースは、平常時には展示スペース等として活用することができます。

(2) 市民交流活動機能の具体イメージ (事例)

審議会では、市民交流活動機能について、市役所東側の葛西用水沿いウッドデッキとの連携が図れるスペースについての意見がありました。

他自治体での事例や想定される機能については、特産品(地域ブランド)展示・販売コーナー、レストラン・喫茶室、売店、図書コーナー、市や市民活動団体の活動をPR・紹介するスペース、イベントホール、銀行ATM等が挙げられます。



カフェテリア(町田市役所)



さくらベーカリー(千代田区役所)



ロビー報告会(越谷市役所)



ロビーコンサート(大府市役所)

出典:各自治体ホームページ

市民協働ゾーン（低層部）の導入機能及びコンセプト図

エントランスホール



立川市役所

市民交流スペース

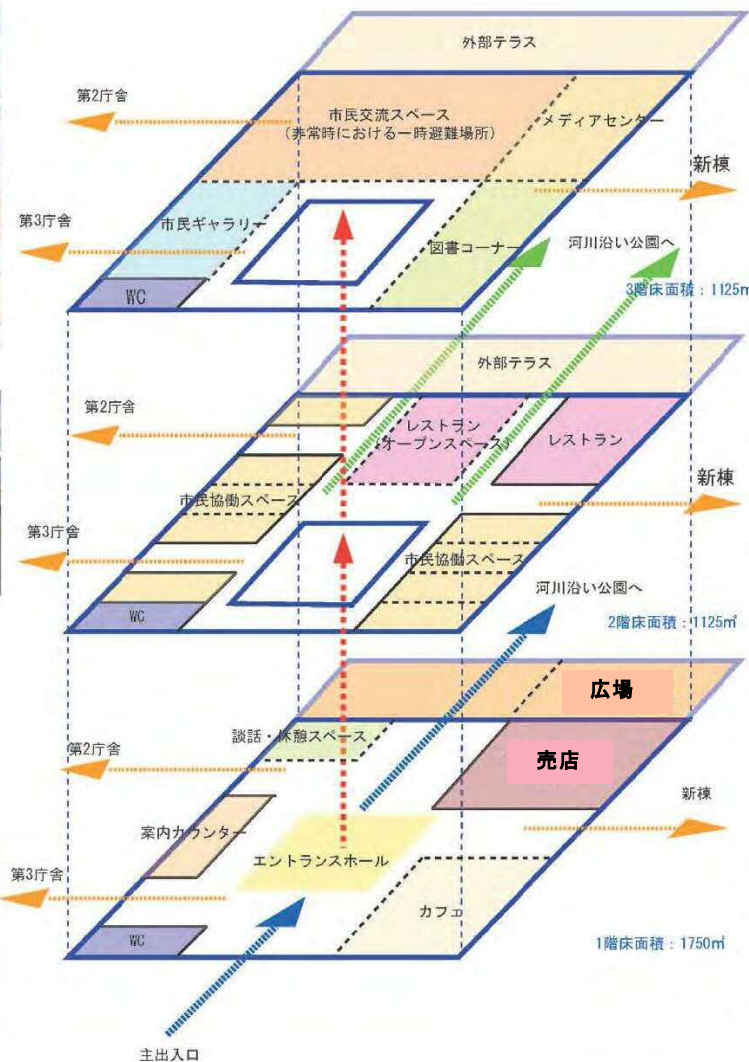


アートフォーラム あざみ野

カフェ



左京区役所



導入機能（3階部分）

- ・市民交流スペース（非常時における帰宅困難者の滞在場所）
- ・メディアセンター（パソコン、CD・DVD、シアター）
- ・図書コーナー（行政、郷土、市民団体、市民自主発行）
- ・市民ギャラリー

計画コンセプト

- ・非常時の来庁者等の帰宅困難者の滞在場所の確保
- ・天窓光を取り入れた高い天井高を有する広々とした空間
- ・相互の活動が連続的に繋がるオープン形式（可動間仕切り）による可動性・柔軟性の確保
- ・河川への眺望を活かした安らぎのある開放的な空間

導入機能（2階部分）

- ・レストラン（室内オープンスペースを含む）
- ・市民協働スペース（健康スタジオ、生活工房、音楽室、セミナールーム等）

計画コンセプト

- ・市民協働スペースによる市民コミュニティの形成・醸成の促進
- ・河川への眺望を活かした洗練されたレストラン空間
- ・外部テラスデッキを通じた河川沿い公園への動線の確保

導入機能（1階部分）

- ・エントランスホール
- ・総合案内カウンター
- ・カフェ
- ・売店

計画コンセプト

- ・吹抜空間による開放的で市民を暖かく出迎えるエントランスホール
- ・出入口及び3つの執務棟間の円滑な動線を確保した余裕のある空間
- ・カフェ、売店、銀行等のキャッシュディスプレイ等、気軽に立ち寄れる機能の配置

市民協働スペース事例（生活工房）



アートフォーラム あざみ野

市民協働スペース事例（健康スタジオ）



アートフォーラム あざみ野

パソコンコーナー



葛飾市メディアセンター

設置階	諸機能	面積(㎡)
1F	エントランスホール	625
	売店	250
	カフェ	125
	案内カウンター	25
	休憩スペース	100
2F	小計	1,125
	その他共用部	625
	1階床面積	1,750
	レストラン	150
	市民協働スペース	750
3F	小計	900
	その他共用部	225
	2階床面積	1,125
	吹抜部分	625
	市民交流スペース	600
3F	メディアセンター	100
	ギャラリー	100
	図書コーナー	100
	小計	900
	その他共用部	225
3F	3階床面積	1,125
	吹抜部分	625
延床面積		4,000

本庁舎の規模の検討

(1) 規模算定の検討視点

庁舎の面積算定には、総務省の「地方債同意等基準」があります。これは、庁舎建設の際に起債をするための基準となる面積を算定するものでした。現在は交付金として措置されるため、この基準に沿う必要はありませんが、客観的な基準として参考となるものです。

ここでは、同基準に沿って全体としての必要面積を算出し、ここから既存の第二庁舎の延床面積、(仮称)第三庁舎の想定延床面積を差し引き、最後に基準には含まれていない「市民協働機能」を盛り込んで検討しました。

① 総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積

$$4.5 \text{ m}^2 \times \text{換算職員数 (換算率により補正したもの)}$$

表1 補正を行う換算職員数

換 算 率 区 分	三 特 別 役 職	次 部 長 長 級	課 長 級	係 課 長 補 佐 級	一 般 職 員
人口5万人以上 50万人未満の市町村	×20	×9	×5	×2	×1
※算定対象職員数	4人	37人	51人	367人	563人

※算定対象職員数は、平成25年4月1日現在の正規職員数

② 総務省の地方債同意等基準に基づく新庁舎延床面積の算定

表2 起債基準による庁舎標準面積の算定

区 分		起債の基準				庁舎床面積
		職員数 ①	換算率 ②	換 算 職員数 (①×②)	基準 面積 (職員1人 あたり)	積算根拠 (換算職員数 ×4.5 m ²)
事務室		1, 0 2 2				8,842.5 m ²
内 訳 (応接室 を含む)	特別職	4	2 0	8 0	4.5 m ² /人	360.0 m ²
	部長・次長級	3 7	9	3 3 3		1,498.5 m ²
	課長級	5 1	5	2 5 5		1,147.5 m ²
	係長級	3 6 7	2	7 3 4		3,303.0 m ²
	一般職員	5 6 3	1	5 6 3		2,533.5 m ²
倉庫		事務室面積×1 3 %				1,149.5 m ²
会議室等		常勤職員数×7. 0 m ²				7,154.0 m ²
事務室・倉庫・会議室等の面積						17,146.0 m ²
玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段等)		各室面積（事務室・倉庫・会議室等）×40%				6,858.4 m ²
議会関係諸室 (議場、委員会室、議員控室)		議員定数×35 m ²				1,120.0 m ²
庁舎面積（全体）						25,124.4 m ²

③ 第二庁舎の延床面積、（仮称）第三庁舎の想定延床面積を考慮した本庁舎の想定規模（案）

下記のとおり本庁舎の必要面積は、16,076.9 m²となります。

庁舎全体面積		25,124.4 m ²
－ 第二庁舎延床面積		－5,301.2 m ²
－ （仮称）第三庁舎延床面積		－4,500.0 m ²
＋ 市民協働機能	全体面積×（約3%）	＋753.7 m ²
本庁舎必要面積〔全体－第二庁舎－（仮称）第三庁舎＋*市民協働機能〕		16,076.9 m ²

※市民協働機能は、先進事例を参考に設定